

届出時期は、「**変更後30日以内**」です。※4

添付書類別紙番号 ⇒		1		2	3			4	5	6	7		8	9	10	
変更事項※1	変更届書	構造設備の概要	平面図	求積表	(又は分掌表) 組織図	戸籍謄本又は抄本 (個人の場合)	(履歴事項全部証明書 法人の場合※2)	診断書※2	営業日、時間	従事者一覧	雇用証明書	(原本及び写し) 資格証明書	医薬品区分	添付書類省略※3	遅延理由書	備考
◎開設者の氏名又は住所	○					△※6	△※6							△	△	※6 開設者が個人の場合は戸籍謄本又は抄本、法人の場合は履歴事項全部証明書が必要です。開設者の氏名を変更したときは、許可証書換え交付申請をすることができます。
◎薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 (開設者が法人である場合のみ) ※5	○				○		○	△※7						△	△	※7 薬事に関する業務に責任を有する役員が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り添付してください。
◎構造設備の主要部分	○	○	○	○											△	構造設備規則に適合しているか確認するため、事前相談をしてください。
通常の営業日及び営業時間	○								○						△	
◎薬局の管理者の氏名・住所 ・週当たり勤務時間数	○									○	○※8	○※8			△	他の薬事関係業務の管理者も同時に変更した場合は、別途変更届が必要です。 ※8 管理者を変更した場合のみ必要です。
薬局の管理者以外の資格者の 氏名・週当たり勤務時間数	○									○	○※9	○※9			△	※9 週当たり勤務時間数のみの変更の場合は不要です。
放射性医薬品を取り扱うときは その放射性医薬品の種類	○		△※10												△	※10 放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類(構造設備規則第1条第2項から第5項の基準を満たすことがわかる書類)が必要です。
◎当該薬局において併せ行う その他の薬事関係業務の種類	○														△	
当該薬局において販売等を行う 医薬品の区分※11	○	○	△※12												△	※11 特定販売を行う医薬品の区分を変更する場合は事前に届出が必要です。※12 要指導医薬品、薬局製造医薬品及び第1類医薬品の取扱いを有りへ変更する場合は、保管場所を示した平面図も添付してください。

- ※1 ◎印のある変更事項は、変更内容によっては他の薬事関係業務（麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、毒物劇物販売業など）の変更の届出も必要な場合があります。
- ※2 書類の提出日（郵送の場合は到着日）において、履歴事項全部証明書は発行してから3か月以内のもの、診断書は発行してから1か月以内のものが必要になります。
- ※3 登記事項証明書（履歴事項証明書など）、薬事に関する業務に責任を有する役員の診断書、資格者の雇用関係書類をすでに小樽市保健所に提出している場合、同一開設者に限り、【別紙9】添付書類省略の提出に代えることで添付を省略することができます。ただし廃止した施設の申請書に添付していた場合は省略できないこともありますので事前にご相談ください。
- ※4 変更後30日を過ぎた場合、【別紙10】遅延理由書が必要になります。
- ※5 薬事に関する業務に責任を有する役員を変更した場合は、変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。